地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に改める。

第一条の十一を次のように改める。

第一条の十一　法第二十五条第一項第一号の総務省令で定めるもの（法第二十五条第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うもののうち、地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。

第一条の十四の見出し中「個人年金保険契約等」を「年金給付契約」に改め、同条中「第七条の十五の六第一項第三号」を「第七条の十五の十二第三号」に改める。

第一条の十五中「第七条の十五の九第三号」を「第七条の十五の十四第三号」に改める。

第二条の五を第二条の五の二とし、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の二の次に次の一条を加える。

（法第四十六条第五項の基準）

第二条の四　法第四十六条第五項に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ　地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（ロにおいて「特定電子計算機等」という。）に、政府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十六条第五項に規定する関係書類に記載すべき事項を送信すること。

ロ　特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、道府県知事の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ　道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該関係書類に記載すべき事項が記録されること。

二　前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三条第一項の表㈠、㈡及び㈢中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、同表㈥中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第二十八項」に、同表㈦中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第四十九項」に、同表㈨中「第五十三条第五十項及び第五十一項」を「第五十三条第四十五項及び第四十六項」に改める。

第三条の二の二第一項中「第九条の八の六第二号」を「第九条の八の六第三号」に改め、同条第二項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項第三号中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第三条の三の見出しを「（法第五十三条第四十三項の書類等の保存）」に改め、同条中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十一項」に改める。

第三条の三の二（見出しを含む。）中「第五十三条第五十項」を「第五十三条第四十五項」に改める。

第三条の三の三の見出しを「（法第五十三条第四十六項の届出）」に改め、同条第一項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に、「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第四十六項」に改め、同条第二項中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第四十六項」に改める。

第三条の四の二第二項第二号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三条の四の四第二項第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三条の六第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「又は第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く。）」を削り、「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に、「同条第二十七項若しくは第二十八項」を「同条第二十二項若しくは第二十三項」に改める。

第三条の十五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの等）

第三条の十六　法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2　法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合　会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二　会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合　会社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額

3　前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4　法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第四条の三の二第一項中「第二十四条の二の五第二号」を「第二十四条の二の五第三号」に改める。

第四条の四の表㈠中「これらの規定を準用する場合」を「準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合」に、同表㈡中「これらの規定を準用する場合」を「準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合」に改める。

第五条第一項の表㈠中「法第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加える。

第五条の三第一項中「第三十二条の四第四項」を「第三十二条の二第四項」に改め、同条第二項中「第三十二条の四第四項に」を「第三十二条の二第四項に」に、「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十六項第一号」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第三十二条の四第四項第四号」を「第三十二条の二第四項第四号」に改める。

第五条の四第二項第二号中「第三十二条の四第二項各号」を「第三十二条の二第二項各号」に改める。

第五条の五第一項中「第三十二条の五第四項」を「第三十二条の三第四項」に改め、同条第二項中「第三十二条の五第四項に」を「第三十二条の三第四項に」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第三十二条の五第四項第四号」を「第三十二条の三第四項第四号」に改める。

第五条の六第二項中「第三十二条の五第二項各号」を「第三十二条の三第二項各号」に改める。

第六条の二第四項中「及び第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項」に改める。

第七条の二の十五を第七条の二の十六とし、第七条の二の十四を第七条の二の十五とし、第七条の二の十三を第七条の二の十四とし、第七条の二の十二中「第七条の二の八ただし書並びに第七条の二の九ただし書」を「第七条の二の九ただし書並びに第七条の二の十ただし書」に改め、同条を第七条の二の十三とする。